

平成20年度
地方公会計改革研究プロジェクト
報告書

金融資産・負債台帳の
作成手引き

平成20年6月30日

地方公会計改革研究プロジェクト

目次

(資産の部・金融資産)

1. 資金	4
No.1 資金明細台帳(資産負債整理簿)	5
No.2 資金の明細台帳(付属明細表)	5
2. 税等未収金	6
No.3 債権債務整理台帳(資産負債整理簿)	6
No.4 当年度未収金計上台帳(未収・未払・不納欠損残高整理表・資産負債整理簿)	7
No.5 過年度未収金計上額台帳(未収・未払・不納欠損残高整理表・資産負債整理簿)	7
No.6 税等未収金の明細台帳(付属明細表)	7
3. 未収金	8
No.7 債権債務整理台帳(資産負債整理簿)	8
No.8 当年度未収金計上台帳(未収・未払・不納欠損残高整理表・資産負債整理簿)	8
No.9 過年度未収金計上額台帳(未収・未払・不納欠損残高整理表・資産負債整理簿)	9
No.10 未収金の明細台帳(付属明細表)	9
4. 貸付金	10
No.11 金融資産明細台帳(資産負債整理簿)	10
No.12 貸付金の明細台帳(付属明細表)	10
5. その他の債権	11
No.13 債権債務整理台帳(資産負債整理簿)	11
No.14 その他の債権の明細台帳(付属明細表)	11
6. 有価証券	12
No.15 金融資産明細台帳(資産負債整理簿)	12
No.16 満期保有目的有価証券の増減の明細台帳(付属明細表)	13
No.17 満期保有目的以外の有価証券の増減の明細台帳(付属明細表)	14
No.18 市場価格のある有価証券の時価等の明細台帳(付属明細表)	15
No.19 市場価格のない有価証券(株式等)の純資産額等の明細台帳(付属明細表)	15
7. 出資金	16
No.20 金融資産明細台帳(資産負債整理簿)	17
No.21 出資金の増減の明細台帳(付属明細表)	17
No.22 市場価格のある出資金の時価等の明細台帳(付属明細表)	17
No.23 市場価格のない出資金の純資産額等の明細台帳(付属明細表)	18
8. 基金・積立金	19
No.24 金融資産明細台帳(資産負債整理簿)	19
No.25 基金・積立金の明細台帳(付属明細表)	20
No.26 基金・積立金の構成資産別の評価明細台帳(付属明細表)	20

9. その他の投資	21
No.27 金融資産明細台帳（資産負債整理簿）	21
No.28 その他の投資の明細台帳（付属明細表）	21

（負債の部・流動負債）

10. 未払金及び未払費用	22
No.29 債権債務整理台帳（資産負債整理簿）	22
No.30 当年度未払金計上額台帳（資産負債整理簿）	23
No.31 過年度未払金台帳（資産負債整理簿）	23
No.32 未払金の明細台帳（付属明細表）	24
No.33 未払費用の明細台帳（付属明細表）	24
11. 前受金及び前受収益	25
No.34 債権債務整理台帳（資産負債整理簿）	25
No.35 前受金の明細台帳（付属明細表）	25
No.36 前受収益の明細台帳（付属明細表）	25
12. 引当金	26
No.37 引当金明細台帳（資産負債整理簿）	27
No.38 引当金の明細台帳（付属明細表）	27
13. 預り金（保管金等）	28
No.39 債権債務整理台帳（資産負債整理簿）	29
No.40 預り金明細台帳（付属明細表）	29
14. 短期地方債	30
No.41 公債（流動）の明細台帳（資産負債整理簿）	30
No.42 公債（短期）の明細台帳（付属明細表）	30
15. 短期借入金	31
No.43 借入金（流動）の明細台帳（資産負債整理簿）	31
No.44 短期借入金の明細台帳（付属明細表）	31
16. その他の流動負債	32
No.45 債権債務整理台帳（資産負債整理簿）	32
No.46 その他の流動負債明細台帳（付属明細表）	32

（負債の部・非流動負債）

17. 長期地方債	33
No.47 公債（非流動）の明細台帳（資産負債整理簿）	33
No.48 公債（長期）の明細台帳（付属明細表）	33

18. 長期借入金	34
No.49 借入金（非流動）の明細台帳（資産負債整理簿）	34
No.50 長期借入金の明細台帳（付属明細表）	34
19. 引当金	35
No.51 引当金明細台帳（資産負債整理簿）	36
No.52 引当金（非流動負債）の明細台帳（付属明細表）	36
20. その他の非流動負債	37
No.53 債権債務整理台帳（資産負債整理簿）	37
No.54 その他の非流動負債明細台帳（付属明細表）	37

1. 資金

(習志野市財務書類の作成基準要領(以下「要領」という。)第15条)

資金は、現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(3ヶ月以内の短期投資等)から構成される。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いを含む。

要求払預金について

要求払預金には、例えば、当座預金、普通預金、通知預金が含まれる。

現金同等物について

現金同等物は、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資をいう。

現金同等物には、例えば、取得日から満期日又は償還日までの期間が3か月以内の短期投資である定期預金、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、売戻し条件付現先、公社債投資信託が含まれる。

(連結キャッシュフロー計算書の作成基準注解:平成10年3月13日企業会計審議会)

(要領第151条)

2 資金収支計算書の収支戻(当期資金収支額)は、貸借対照表の資産の部の資金勘定と連動する。

《習志野市公金管理方針》

第8 各公金の対策

1 歳計現金及び歳入歳出現金

イ 運用期限の上限

運用期間は、3ヶ月以内とする。

No. 1 資金明細台帳（資産負債整理簿）

	前期繰越額	当期現金出納額		期末資金残高
		入金額	出金額	
歳入	----
歳出	----	----	
歳計外
合計

1. 現金総額の整合性チェック用である
2. 実際の現金預金残高と合致しなければならない。
3. No. 2 資金の明細台帳（付属明細表）と一致しなければならない。

No. 2 資金の明細台帳（付属明細表）

資金名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
現金				
要求払預金				
短期投資				
合計				

《入金及び出金の時期》

習志野市では、統括店（千葉銀行津田沼支店）の指定口座に入金又は出金があった日を入金日及び出金日として取り扱う。

（参考）習志野市財務規則第47条

収入日：統括店が収入又は決済した日

収納日：指定金融機関等、日本郵政公社、会計管理者、出納員又は収入事務受託者の受け取った日

（債権債務は収納日で確定するが、事務処理上、収入日をもって処理するものとする）

2. 税等未収金

(要領第18条)

税等未収金（基準日時点における税金等の未収入金）については、未収金とは異なる独立の科目で表示する。

《税等未収金と未収金の区別》実務別表A4 勘定科目参考事項よりP87

税等未収金と未収金の区別については、貸方の相手科目が、①純資産変動計算書上の「財源の調達」に該当する場合、税等未収金として計上し、②行政コスト計算書上の「経常収益」に該当する場合、未収金として計上することとする。

《税等について》

税は市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・特別土地保有税・都市計画税に区別し、さらに当年度分と過年度分を区別する。

No.3 債権債務整理台帳（資産負債整理簿）

区分	勘定科目	過年度発生分				当年度発生分		当期末残高
		前年度残高	回収	貸倒処理	期末残高	貸倒処理	期末残高	
債権	税等未収金							
	租税収入							
	社会保険料収入							
	他会計からの移転収入							
	補助金等移転収入							
	その他の移転収入							
	合計							

No. 4 当年度未収金計上額台帳（未収・未払・不納欠損残高整理表・・・資産負債整理簿）

予算科目	当期 調定額 (A)	当期 収入済額 (B)	未収金 残額 (C=A-B)	不納 欠損額 (D)	当期末 残高 (E=C-D)	摘要
計						

No. 5 過年度未収金計上額台帳（未収・未払・不納欠損残高整理表・・・資産負債整理簿）

予算科目	前期 未収金 (A)	当期 収入済額 (B)	未収金 残額 (C=A-B)	不納 欠損額 (D)	当期末 残高 (E=C-D)	摘要
計						

No. 6 税等未収金の明細台帳（付属明細表）

内 容	本年度末残高
市民税	
固定資産税	
軽自動車税	
市たばこ税	
特別土地保有税	
都市計画税	
合 計	

3. 未収金

(要領第19条)

未収金は、基準日時点における未収入金のうち、税等未収金以外のものをいう。

《未収金》

未収金は、歳入決算書の「項」ごとに区別し、さらに当年度分と過年度分を区別する。

No. 7 債権債務整理台帳（資産負債整理簿）

区分	勘定科目	過年度発生分				当年度発生分		当期末残高
		前年度残高	回収	貸倒処理	期末残高	貸倒処理	期末残高	
債権	未収金							
	経常的収入							
	業務収益収入							
	業務関連収益収入							
	資本的収入							
	固定資産売却収入							
	その他の資本処分収入							
	合計							

No. 8 当年度未収金計上額台帳（未収・未払・不納欠損残高整理表・・・資産負債整理簿）

予算科目	当期調定額 (A)	当期収入済額 (B)	未収金残額 (C=A-B)	不納欠損額 (D)	当期末残高 (E=C-D)	摘要
計						

No. 9 過年度未収金計上額台帳（未収・未払・不納欠損残高整理表・・・資産負債整理簿）

予算科目	前期 未収金 (A)	当期 収入済額 (B)	未収金 残額 (C=A-B)	不納 欠損額 (D)	当期末 残高 (E=C-D)	摘要
計						

No. 10 未収金の明細台帳（付属明細表）

内 容	相手先	本年度末残高
分担金及び負担金		
使用料及び手数料		
財産収入		
諸収入		
計		

4. 貸付金

(要領第20条)

貸付金は、貸付に対する融資残高を計上する。

No. 1 1 金融資産明細台帳（資産負債整理簿）

区分	勘定科目	前年度残高	当期増加			当期減少					当期末残高
			資金支出・繰入	評価益・受贈益	合計	回収・取崩	売却	評価損	貸倒処理	合計	
投資等	貸付金										
	短期貸付金										
	長期貸付金										
	合計										

No. 1 2 貸付金の明細台帳（付属明細表）

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由等
水洗便所改造等 資金貸付金					
合計					

5. その他の債権

(要領第21条)

その他の債権は、税等未収金、未収金及び貸付金以外の債権をいう。ただし、金額的に重要性があるもの、または、習志野市固有のものについては、その他の債権と異なる独立の科目で表示する。

No. 1 3 債権債務整理台帳（資産負債整理簿）

区分	勘定科目	過年度発生分				当年度発生分		当期末残高
		前年度残高	回収	貸倒処理	期末残高	貸倒処理	期末残高	
債権	その他の債権							
	合計							

No. 1 4 その他の債権の明細台帳（付属明細表）

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
			老人居室建築資金融資代位弁済金
			実籾第一土地区画整理事業精算金
			入学準備金融資代位弁済金
合計			

6. 有価証券

(要領第23条)

有価証券は、習志野市が保有している債権等及び政策目的以外の目的をもって保有する有価証券をいう。また、有価証券の評価基準及び評価方法を注記する。

2 有価証券については、「満期保有目的有価証券」及び「満期保有目的以外の有価証券」に区分する。

(要領第24条)

満期保有目的有価証券は、満期まで所有する意図をもって保有している債権をいう。

2 満期保有目的有価証券で市場価格があるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。なお、債権の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。

No. 15 金融資産明細台帳（資産負債整理簿）

区分	勘定科目	前 年 度 残 高	当期増加			当期減少					当 期 末 残 高	
			資 金 支 出 ・ 繰 入	評 価 益 ・ 受 贈 益	合 計	回 収 ・ 取 崩	売 却	評 価 損	貸 倒 処 理	合 計		
投資等	有価証券											
	合 計											

No. 16 満期保有目的有価証券の増減の明細台帳（付属明細表）

種 類	前年度末 残高	本年度 増加額	本年度 減少額	償却原価法 に基づく 増減額	強制 評価減	本年度末 残高
合 計						

（注）市場価格があるものと市場価格がないものとを区分して記載する。

償却原価法

額面金額より低い価額又は高い価額で取得した場合、債権の金利調整差額を償還日に至るまで毎期一定の方法で取得原価に加減する。

利息法（原則）

債権のクーポン受取金額と金利調整差額の合計額を債権の帳簿価額に対し、一定率（実行利子率）になるように複利をもって各期の損益に配分する方法。

定額法（簡便法）

債権の金利調整差額を取得日から償還日までの期間で除して各期の損益に配分する方法。

当市においては定額法による処理をする。

(要領第 25 条)

満期保有目的以外の有価証券のうち、市場価格のあるものについては、基準日時点における市場価格をもって貸借対照表価額とする。

2 市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗替方式により、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。

3 市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。

4 前項の規定による強制評価減に係る評価差額については、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。なお、有価証券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。

(要領第 26 条)

満期保有目的以外の有価証券のうち、市場価格のないものについては、取得原価または償却原価をもって貸借対照表価額とする。

2 満期保有目的以外の有価証券のうち、市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行う。なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。

No. 17 満期保有目的以外の有価証券の増減の明細台帳（付属明細表）

種 類	前年度末 残高	評価差額 の戻入	本年度 増加額	本年度 減少額	評価差額 (本年度 発生)	強制 評価減	本年度末 残高
合 計							

(注) 市場価格があるものと市場価格がないものとを区分して記載する。

※ 有価証券については、市場価格の有無に区別し、さらに下記付属明細台帳を作成する。

No. 18 市場価格のある有価証券の時価等の明細台帳（付属明細表）

銘柄	株式・口数	取得原価	時価	貸借対照表計上額
合計				

No. 19 市場価格のない有価証券（株式等）の純資産額等の明細台帳（付属明細表）

出資先	出資金額 （取得 原価）	資産 （A）	負債 （B）	純資産額 （C=A-B）	資本金 （D）	習志野市 からの 出資額 （E）	出資割合 （F=E/D） %	純資産額 による 産出額 （G=C×F）	貸借 対照表 計上額
合計									

7. 出資金

(要領第 28 条)

出資金は、公有財産として管理されている出資等のうち、習志野市が政策目的をもって保有するものをいう。ただし、政策目的をもって保有していない有価証券については、出資金ではなく、有価証券として計上する。

(要領第 29 条)

出資金のうち、市場価格があるものは、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額とする。

2 市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗替方式により、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。ただし、市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。

3 前項の強制評価減に係る評価差額については、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。なお、市場価格の下落率が 30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。

(要領第 30 条)

出資金のうち、市場価格がないものは、出資金額をもって貸借対照表価額とする。

2 市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行う。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとする。

3 前項の強制評価減に係る評価差額については、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。

No. 2 0 金融資産明細台帳（資産負債整理簿）

区分	勘定科目	前 年 度 残 高	当期増加			当期減少					当 期 末 残 高
			資 金 支 出 ・ 繰 入	評 価 益 ・ 受 贈 益	合 計	回 収 ・ 取 崩	売 却	評 価 損	貸 倒 処 理	合 計	
投資等	出資金										
	合 計										

No. 2 1 出資金の増減の明細台帳（付属明細表）

種 類	前年度末 残高	評価差額 の戻入	本年度 増加額	本年度 減少額	評価差額 (本年度 発生)	強制 評価減	本年度末 残高
合 計							

No. 2 2 市場価格のある出資金の時価等の明細台帳（付属明細表）

銘 柄	株式・口数	取得原価	時 価	貸借対照表計上額
合 計				

No. 2 3 市場価格のない出資金の純資産額等の明細台帳（付属明細表）

出資先	出資金額 （取得 原価）	資産 （A）	負債 （B）	純資産額 （C=A-B）	資本金 （D）	習志野市 からの 出資額 （E）	出資 割合 （F=E/D）%	純資産額 による 産出額 （G=C×F）	貸借 対照表 計上額
合 計									

8. 基金・積立金

(要領第31条)

基金・積立金は「財政調整基金」、「市債管理基金」及び「その他の基金・積立金」に分類して表示する。

- 1 財政調整基金は財政の健全な運営に資するために積立てられた基金をいう。
- 2 市債管理基金は市債の償還に必要な財源を確保するために積立てられた基金をいう。
- 3 その他の基金・積立金は基金・積立金のうち財政調整基金及び市債管理基金以外の基金・積立金をいう。

No.24 金融資産明細台帳（資産負債整理簿）

区分	勘定科目	前 年度 残 高	当期増加			当期減少					当 期 末 残 高
			資 金 支 出 ・ 繰 入	評 価 益 ・ 受 贈 益	合 計	回 収 ・ 取 崩	売 却	評 価 損	貸 倒 処 理	合 計	
投資等	基金・積立金										
	財政調整基金										
	市債管理基金										
	その他の基金積立金										
	合 計										

No. 2 5 基金・積立金の増減の明細台帳（付属明細表）

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
(基金)				
財政調整基金				
市債管理基金				
小 計				
(積立金)				
小 計				
合 計				

No. 2 6 基金・積立金の構成資産別の評価明細台帳（付属明細表）

種類	金額	資金	固定資産		長期金融資産			その他	合計
			土地	その他	有価証券	貸付金	その他		
財政調整 基金	取得原価								
	時価								
市債管理 基金	取得原価								
	時価								
	取得原価								
	時価								
	取得原価								
	時価								
合計									

9. その他の投資

(要領第32条)

その他の投資は、出資金、基金及び積立金以外の投資等をいう。

No. 2 7 金融資産明細台帳 (資産負債整理簿)

区分	勘定科目	前 年 度 残 高	当期増加			当期減少					当 期 末 残 高
			資 金 支 出 ・ 繰 入	評 価 益 ・ 受 贈 益	合 計	回 収 ・ 取 崩	売 却	評 価 損	貸 倒 処 理	合 計	
投資等	その他の投資										
	合 計										

No. 2 8 その他の投資の明細台帳 (付属明細表)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度残高	投資内容等
合 計					

10. 未払金及び未払費用

(要領第 57 条)

未払金及び未払費用は、基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定しました合理的に見積もることができるもの（未払金）、一定の契約に従い、継続して役務提供を受けている場合、基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないもの（未払費用）を一括して計上する。

《未払金の明細》

未払金のうち還付未済額については、歳入決算書の「項」ごとに区別し、さらに当年度分と過年度分を区別する。

還付未済額

地方税法の規定により生じる還付金や、誤納又は過納となった歳入の払戻金のうち、未だ支払われていないもの。

No. 29 債権債務整理台帳（資産負債整理簿）

区分	勘定科目	過年度発生分				当年度発生分		当期末残高
		前年度残高	回収	貸倒処理	期末残高	貸倒処理	期末残高	
債 務	未払金及び未払費用							
	合 計							

No.30 当年度未払金計上額台帳（資産負債整理簿）

予算科目	支出決定額 (A)	当期支払済額 (B)	未払残額 C=A-B	摘要
市民税				
固定資産税				
軽自動車税				
市たばこ税				
特別土地保有税				
都市計画税				
分担金及び負担金				
使用料及び手数料				
財産収入				
諸収入				
合 計				

No.31 過年度未払金台帳（資産負債整理簿）

予算科目	前期未払金額 (A)	当期支払済額 (B)	未払残額 C=A-B	摘要
市民税				
固定資産税				
軽自動車税				
市たばこ税				
特別土地保有税				
都市計画税				
分担金及び負担金				
使用料及び手数料				
財産収入				
諸収入				
合 計				

No. 3 2 未払金の明細台帳（付属明細表）

内容	相手先	本年度末残高

No. 3 3 未払費用の明細台帳（付属明細表）

内容	相手先	本年度末残高

11. 前受金及び前受収益

(要領第 58 条)

前受金及び前受収益は、基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないもの(前受金)、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの(前受収益)を一括して計上する。

No. 3 4 債権債務整理台帳 (資産負債整理簿)

区分	勘定科目	過年度発生分				当年度発生分		当期末残高
		前年度残高	回収	貸倒処理	期末残高	貸倒処理	期末残高	
債 務	前受金及び前受収益							
	合 計							

No. 3 5 前受金の明細台帳 (付属明細表)

内 容	相 手 先	本年度末残高

No. 3 6 前受収益の明細台帳 (付属明細表)

内 容	相 手 先	本年度末残高

12. 引当金

(要領第 59 条)

流動負債としての引当金は、その種類ごとに表示科目を設けて計上する。具体的には、賞与引当金等の表示科目を用いる。

(要領第 60 条)

賞与引当金は、基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当の部分を計上する。また、賞与引当金の計上基準及び算定方法について注記する。

(1) 貸倒引当金

税等未収金、未収金、貸付金、その他の債権については、貸倒見積高を算定し、貸倒引当金を計上する。

- ① 原則：個々の債権の事情に応じた合理的な基準により貸倒見積高を算定する。金融商品に係る会計基準における貸倒懸念債権または破産更生債権等の区分に該当する債権については、必ず個々の債権の事情に応じた合理的な基準により貸倒見積高を算定する。
- ② 例外：合理的な基準によることが困難な特別の事情がある場合、過去3年間の実績に基づいて貸倒見積高を算定することができる。金融商品に係る会計基準における一般債権の区分に該当する債権については、下記の計算方法に従い、過去3年間の平均不納欠損率をもって貸倒見積高を算定することができる。

不納欠損率の算定

年	不納欠損決定 前年度末債権	不納欠損決定額	不納欠損率
2年前	A2	B2	$C2=B2/A2$
1年前	A1	B1	$C1=B1/A1$
当年度	A0	B0	$C0=B0/A0$
平均	$G=(C0+C1+C2)/3$		

(2) 賞与引当金

賞与引当金の貸借対照表計上額は、在籍者に対する6月支給予定の期末・勤勉手当総額 Aのうち、前年度支給対象期間 X (対象期間開始日～3月31日まで/前支給対象期間 Y (6ヶ月) の割合を乗じた額を計上する。

$$\text{賞与引当金計上額} = A \times X / Y$$

No. 37 引当金明細台帳 (資産負債整理簿)

勘定科目	前年度 残 高	増加			減少			当期末 残 高	(参考) 増 減
		繰入	その他	計	目的 取崩	その他	計		
賞与引当金									
合 計									
貸倒引当金									
合 計									

No. 38 引当金の明細台帳 (付属明細表)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額 (目的使用)	本年度減少額 (その他)	本年度末残高
貸倒引当金					
賞与引当金					
合 計					

13. 預り金（保管金等）

（要領 61 条）

預り金（保管金等）は、基準日時点において、第三者から寄託された資産にかかる見返負債をいう。

習志野市財務規則第 159 条の規定に基づく下記のことを預かり金とする。

- (1) 保証金 入札保証金、公売保証金、契約保証金その他法令の規定により保証金として提供されるもの
- (2) 担保金 法令の規定により担保として提供されるもの
 - ア 指定金融機関の提供する担保
 - イ 普通財産売払代金延納の特約担保
 - ウ 債権を保全する為の担保
 - エ 納税の徴収に係る担保
 - オ 公営住宅の敷金
 - カ その他の担保金
- (3) 保管金 法令の規定により一時保管する次に掲げるもの
 - ア 税に係る徴収受託金
 - イ 源泉所得税
 - ウ 源泉住民税
 - エ 職員共済掛金及び社会保険料
 - オ 差押物件の公売代金及び債権の差押えに係る代金
 - カ 千葉県心身障害者扶養年金掛金及び給付金
 - キ その他の一時保管金

No. 39 債権債務整理台帳（資産負債整理簿）

区分	勘定科目	過年度発生分				当年度発生分		当期末残高
		前年度残高	回収	貸倒処理	期末残高	貸倒処理	期末残高	
債務	預り金							
	合計							

No. 40 預り金明細台帳（付属明細表）

内 容	相 手 先	本 年 度 末 残 高

14. 短期地方債

(要領第62条)

短期地方債は、習志野市が発行した地方債のうち、1年以内に償還予定のものをいう。地方債の貸借対照表価額は、残高(額面額)とし、地方債発行差金等は繰延資産として、負債金額とは両建てで表示する。

No.4 1 公債(流動)の明細台帳(資産負債整理簿)

	前年度 残高	増加			減少			当期末 残高
		借入	振替	計	返済	振替	計	
公債								
合計								

No.4 2 公債(短期)の明細台帳(付属明細表)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	債権発行差金	差引残高
合計						

15. 短期借入金

(要領第 63 条)

短期借入金は、民間金融機関等からの借入残高のうち、1年以内に返済予定のものをいう。

No. 4 3 借入金（流動）の明細台帳（資産負債整理簿）

	前年度 残高	増加			減少			当期末 残高
		借入	振替	計	返済	振替	計	
借入金								
合 計								

No. 4 4 短期借入金の明細台帳（付属明細表）

借入先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
合 計				

16. その他の流動負債

(要領第 64 条)

その他の流動負債は、未払金及び未払費用、前受金及び前受収益、引当金、預り金(保管金等)、短期地方債及び短期借入金以外の流動負債をいう。

No. 4 5 債権債務整理台帳(資産負債整理簿)

区分	勘定科目	過年度発生分				当年度発生分		当期末残高
		前年度残高	回収	貸倒処理	期末残高	貸倒処理	期末残高	
債務	その他の流動負債							
	合計							

No. 4 6 その他の流動負債明細台帳(付属明細表)

内 容	相手先	本年度末残高
合計		

17. 長期地方債

(要領第 65 条)

長期地方債は、習志野市が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のものをいう。地方債の貸借対照表価額は、残高（額面額）とし、地方債発行差金等は繰延資産として、負債金額とは両建てで表示する。

No. 4 7 公債（非流動）の明細台帳（資産負債整理簿）

	前年度 残 高	増加			減少			当期末 残 高
		借入	振替	計	返済	振替	計	
公債								
合 計								

No. 4 8 公債（長期）の明細台帳（付属明細表）

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	債権発行差金	差引残高
合 計						

18. 長期借入金

(要領第 66 条)

長期借入金は、民間金融機関等からの借入残高のうち、返済予定が一年超のものをいう。

No. 49 借入金（非流動）の明細台帳（資産負債整理簿）

	前年度 残高	増加			減少			当期末 残高
		借入	振替	計	返済	振替	計	
借入金								
合計								

No. 50 長期借入金の明細台帳（付属明細表）

借入先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
合計				

19. 引当金（非流動負債）

（要領第 67 条）

非流動負債としての引当金は、その種類ごとに表示科目を設けて計上する。具体的には、退職給付引当金及びその他の引当金等の表示科目を用いる。

（要領第 68 条）

退職給付引当金は、退職手当のうち既に労働提供が行われている部分について、期末要支給額方式で算定したものを計上する。また、退職給付引当金の計上基準及び算定方法について注記する。

退職給付引当金

- ①退職給付引当金については、本来、退職給付に係る会計基準を適用すべきものであるが、当分の間、期末要支給額方式による簡便法により、算定する。
具体的には、勤続年数ごとに（職員数×平均棒給月額×退職手当の支給率）を算定し、それを合算したものを退職給付引当金として計上する。
- ②なお、平成 18 年度から 27 年度までの特例期間に認められる退職手当の調整額については、下記の簡便法により算定することができる。
 - A) 前年度末日における職員全員（前年度末日に退職した職員を除き、習志野市において普通会計がその退職手当を負担することとしている職員に限る）について、習志野市職員の退職手当に関する条例等において定められた調整額に係る職員の区分別・勤続年数別に把握する。
 - B) 次のイ及びロに掲げる額を合計した額を、簡便的に「調整額」に係る退職手当引当金計上額とする。
 - イ) 勤続年数が 25 年以上の職員にあつては、該当部分の調整月額に 50 を、当該区分より 1 号低い区分の調整月額に 10 をそれぞれ乗じて得た額の合算額
 - ロ) 勤続年数が 10 年以上 24 年以下の職員にあつては、該当区分の調整月額に 50 を、当該区分より 1 号低い区分の調整月額に 10 をそれぞれ乗じて得た額との合算額に二分の一を乗じて得た額。
 - C) 但し、区分ごとの調整月額については、職務の等級を考慮して、習志野市職員の退職手当の支給に関する規則において定められるものである。

No. 5 1 引当金明細台帳（資産負債整理簿）

勘定科目	前 年 度 残 高	増加			減少			当 期 末 残 高	(参考) 増 減
		繰 入	そ の 他	計	目 的 取 崩	そ の 他	計		
退職給付引当金									
その他の引当金									
合 計									

No. 5 2 引当金（非流動負債）の明細台帳（付属明細表）

区 分	前年度末 残高	本年度増加額	本年度減少額 （目的使用）	本年度減少額 （その他）	本年度末残高
退職給付引当金					
合 計					

20. その他の非流動負債

(要領第 69 条)

その他の非流動負債は、長期地方債、長期借入金及び引当金以外の非流動負債をいう。

No. 5 3 債権債務整理台帳（資産負債整理簿）

区分	勘定科目	過年度発生分				当年度発生分		当期末残高
		前年度残高	回収	貸倒処理	期末残高	貸倒処理	期末残高	
債務	その他の非流動負債							
	合計							

No. 5 4 その他の非流動負債明細台帳（付属明細表）

内 容	相 手 先	本 年 度 末 残 高
合 計		